

消防予第 137 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

「査察規程の作成例」の送付について（通知）

消防法令違反の是正については、平成 13 年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機として、立入検査及び措置命令に係る規定を大幅に改正し、消防庁においても「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」を示すなど、その取組を推進してきたところです。

また、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」については、近年では、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の改正について」（平成 20 年 6 月 23 日付け消防予第 155 号）により、立入検査実施計画の策定等における効果的な立入検査とともに、進捗状況の把握や、発見された違反対象物についてその指導状況の確認、指導の停滞の解消、違反処理への速やかな移行等の管理体制を確立すること等を内容とする改正を行ったほか、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について」（平成 25 年 3 月 26 日付け消防予第 119 号）により、火災危険性が高い防火対象物に対する確実な立入検査の実施のための体制を構築するとともに、特に人命危険の高い対象物については、その危険性、悪質性を踏まえ徹底的に改善させていくこと等を内容とする改正を行なうなど、特に立入検査及び違反是正のための執行体制及び管理体制の整備について、その取組を推進してきたところです。

しかしながら、依然として、地域等により、立入検査や違反是正に係る各種内部規程等が未整備であること、各種内部規程等の内容が不十分であること、各種内部規程等に従った事務処理等がなされていないこと等の状況があり、結果として、消防機関による警告・命令の発動件数には地域等により差異が見られ、長期間、消防法令違反が是正されていない等の状況が見受けられるところです。

このような状況を踏まえ、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の内容のうち、特に立入検査及び違反是正のための執行体制及び管理体制について、各消防本部で整備しておくべき規定の例を、別添のとおり「査察規程の作成例」として取りまとめましたので、送付します。

つきましては、下記に留意の上、立入検査及び違反是正の執行体制及び管理体制の整備を図るとともに、引き続き、立入検査及び違反是正について、より一層の推進を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 「査察規程の作成例」の背景とした「立入検査・違反処理における課題と当面の対

応に係る考え方」は、別紙のとおりであること。

- 2 特に立入検査及び違反是正のための執行体制及び管理体制について、内部規程等を整備していない消防本部にあつては、「査察規程の作成例」を参考として、その整備を図られたいこと。また、その他の消防本部にあつては、「査察規程の作成例」を参考として、その充実を図られたいこと。
- 3 各消防本部における内部規程等の整備にあつては、その規模・体制等の実態に即したものとするよう十分な検討を行うとともに、規程に加え、細部事項を規定した運用のための要領やマニュアル等を整備することにより、その内容を補完する必要があると考えられること。
- 4 各都道府県にあつては、各種会議等の機会を捉え、消防本部間の情報交換を促進されたいこと。

## 査察規程の作成例

査察業務の適切な実施にあたっては、査察の執行体制及び管理体制の整備が必要である。このため、査察の執行体制及び管理体制の整備について、特に必要な事項及びその規定の例を示すものである。

なお、各消防本部における査察規程の整備にあたっては、その規模・体制等の実態に即したものとするように、十分な検討を行う必要がある。また、査察規程に定めた事項の細部事項を規定した運用のための要領やマニュアル等を整備することにより、その内容を補完する必要がある。

- ・「規定の例」は、査察規程として規定しておくべき事項のうち、特に査察の執行体制及び管理体制の整備について、規定の例を示したものである。なお、査察規程において、その定義を明確に規定しておく必要があると考えられるものについては、「解説等」及び「補足」に〔用語〕として示した。
- ・「解説等」は、規定の例として示した趣旨その他の解説等を示したものである。
- ・「補足」は、解釈等の補足その他細部事項として定める運用のための要領等の例を示したものである。

### 1. 責任の所在

規定の例	解説等	補足
<p>例（査察の執行区分）</p> <p>第〇条 査察対象物に対する査察は、当該査察対象物を管轄する署長が行うものとする。</p> <p>2 消防長は、必要があると認めるときは、前項の査察の支援を行うものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>管轄区域内の査察対象物に対する査察については、署長が行政上の必要性に応じて行うという原則を規定するとともに、消防長は、必要があると認めるときは、署長が行う査察の支援を行うことを規定するものである。</p> <p>なお、あらかじめ一定の要件に該当する査察対象物を選定し、消防長が査察を行う体制を規定することも考えられる。</p> <p>例（査察の執行区分）</p> <p>第〇条 指定査察対象物（査察対象物のうち消防長が指定するものをいう。）に対する査察は、消防長が行うものとする。</p> <p>2 査察対象物（指定査察対象物を除く。）に対する査察は、当該査察対象物を管轄する署長が行うものとする。</p> <p>〔用語〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「査察」とは、立入検査等による法令違反又は火災危険等の発見から違反の是正又は火災危険等の排除を促すまでの一連の作用をいう。</li> <li>・「査察対象物」とは、管轄区域内の消防対象物のうち、査察を行う対象とするものをいう。</li> </ul>	<p>消防長が「必要があると認めるとき」については、運用要領等において具体的に明示しておく必要がある。</p> <p>＝運用要領 例（消防長による査察の支援）＝</p> <p>第〇条 規程第〇条に規定する消防長が査察の支援を行う「必要があると認めるとき」とは、査察対象物が次のいずれかに該当し、早期是正のため消防長が査察を支援する必要があると認める場合とする。</p> <p>（1）特定防火対象物のうち重大違反対象物に該当するもの</p> <p>（2）建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるなど危険性・悪質性が高いもの</p> <p>（3）（1）及び（2）のほか、人命危険が高いものとして、消防長が指定するもの</p> <p>〔用語〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重大違反対象物」とは、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項に基づく条例で定める技術上の基準にしたがって屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置のもの又は機能に重大な支障があるものをいう。</li> </ul> <p>注）「機能に重大な支障があるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。</p>
<p>例（査察員の指定）</p> <p>第〇条 消防長又は署長は、査察対象物の状況、違反内容等に応じ、査察に従事すべき職員を、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、査察対象物の区分等に応じて、消防長又は署長が事前に査察員を指定しておくことを規定するものである。</p>	<p>査察員を指定する場合、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員、予防兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制勤務職員を含めた職員を指定することが必要である。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果</p>

<p>あらかじめ査察員として指定するものとする。</p> <p>例（査察員の派遣）</p> <p>第〇条 署長は、必要があると認めるときは、消防長に査察員の派遣を要請することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の要請があり、必要があると認めるときは、査察員を派遣するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、消防長は、特に必要があると認めるときは、他の署長に査察員の派遣を指示するものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>消防署に配置された人員のみでは査察の適正な執行の確保が困難である場合は、署長は、消防長に査察員の派遣を要請することができ、要請があったときは、消防長はこれに応じることを規定するものである。また、査察員の派遣にあたって、消防長は、特に必要があると認めるときは、他の署長に応援を指示することを規定するものである。</p> <p>[用語]</p>	<p>的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できること等によるものである。</p> <p>＝運用要領 例（査察員の指定）＝</p> <p>第〇条 消防長又は署長は、次の各号に定める査察対象物の区分に応じ、当該各号に定める職員を査察員として指定するものとする。ただし、消防長又は署長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（１）以下に掲げる査察対象物 予防要員</p> <p>イ 特定防火対象物のうち重大違反対象物に該当するもの</p> <p>ロ 建築構造等３項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるもの</p> <p>ハ その他消防長又は署長が必要があると認めるもの</p> <p>（２）（１）の査察対象物以外の査察対象物 警防要員</p> <p>[用語]</p> <p>・「予防要員」とは、予防業務専従職員又は予防兼務職員をいう。</p> <p>・「警防要員」とは、主として消防活動に従事する交替制勤務職員で、予防要員以外の職員をいう。</p> <p>消防署に配置された人員のみでは査察の適正な執行の確保が困難である場合の例としては、以下のようなものが考えられる。</p> <p>1) 特に大規模な人的又は物的被害を伴い社会的に大きな影響を与える火災が発生したことを受け、類似する防火対象物に対して緊急に査察を実施する必要がある場合で、当該防火対象物が一部の消防署の管轄区域内に偏在している場合</p> <p>2) 繁華街に対して一斉に査察を実施する場合</p> <p>3) 違反対象物の早期是正のため、必要な知識・技術を有する査察員の派遣が必要であると認められる場合</p> <p>＝運用要領 例（査察員の派遣）＝</p> <p>第〇条 規程第〇条第２項又は第３項の規程により派遣された査察員は、派遣要請を行った署長の指揮のもと、査察を行うものとする。</p>
---	---	---

## 2. 立入検査実施計画の策定

規定の例	解説等	補足
<p>例（執行方針及び計画）</p> <p>第〇条 消防長は、査察を適正かつ効果的に実施するための方針（以下「執行方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 署長は、前項の執行方針に基</p>	<p>（趣旨）</p> <p>消防長は査察を適正かつ効果的に実施するための方針を定めるべきことを規定するとともに、署長は当該方針のうち立入検査に係る部分に基づき立入検査実施計画を策定すべきことを規定するものである。</p> <p>[用語]</p>	<p>火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査するため、執行方針においては、立入検査の優先順位を明確化しておくことが必要である。その際は、査察対象物の用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、以下に掲げる事項を考慮することが重要である。また、予防行政上の必要性から判断し、長期間立入検査が未実施となる査察対象物が生じないよう火災危険等に応じた立入検査の実施頻度についても考慮する必要がある。</p> <p>・過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況</p>

<p>づき、立入検査実施計画を策定し、消防長に報告するものとする。</p>	<p>・「立入検査実施計画」とは、立入検査の実施方法（実施時期、実施項目等）、実施者その他立入検査の実施に必要な事項を定めた計画をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い</li> <li>・気候風土等による予防行政需要の地域特性</li> <li>・建築基準法令（建築構造、防火区画、階段等）の適合状況</li> <li>・その他火災予防上の必要性等</li> </ul> <p>立入検査実施計画においては、年間の立入検査実施（予定）防火対象物数のみを定めるのではなく、計画段階において、具体的に防火対象物名等を特定しておくことが必要である。このためには、立入検査台帳、防火対象物データベース等において管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定に活用できる体制を構築しておくことが必要である。</p> <p>＝ 立入検査実施計画 例（立入検査実施計画に定める事項の例） ＝</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 立入検査実施（予定）防火対象物の名称、所在地、用途等</li> <li>2) 計画対象とした理由（執行方針に示された優先順位）</li> <li>3) その他必要な事項</li> </ol>
---------------------------------------	--	--

### 3. 進捗状況及び違反状況の管理

規定の例	解説等	補足
<p>例（執行状況の報告）</p> <p>第〇条 署長は、査察の執行状況について、定期的に消防長に報告するものとする。</p> <p>2 消防長は、特に必要があると認めるときは、署長に査察の執行状況について報告を求め、又は査察に関し必要な指示をするものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>消防長が管轄区域内の査察の執行状況を一元的に把握することができるよう、署長は、査察の執行状況について、定期的に消防長に報告することを規定するとともに、違反の是正又は火災危険等の排除のため、特に必要があると認めるときは、随時、署長に査察の執行状況について報告を求め、又は違反の是正若しくは火災危険等の排除のための措置について指示すべき旨を規定するものである。</p>	<p>署長から消防長への報告については、報告すべき内容や頻度等を運用要領等において具体的に明示しておくことが必要である。</p> <p>＝ 運用要領 例（執行状況の報告） ＝</p> <p>第〇条 規程第〇条第1項の報告は、次の各号に定める報告事項の区分に応じ、当該各号に定める頻度で実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）立入検査実施状況 毎月</li> <li>（2）次項各号に定める防火対象物以外の防火対象物のうち、立入検査において指摘した違反事項が是正されていないものに係る指導状況 四半期ごと</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず、署長は、次のいずれかに該当する違反対象物を覚知したときは、速やかに消防長に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）特定防火対象物のうち重大違反対象物に該当するもの</li> <li>（2）建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるもの</li> <li>（3）（1）及び（2）のほか、人命危険が高いとして、消防長が特に必要があると認めるもの</li> </ol> <p>3 前2項に定める報告については、別に定める様式及び方法により行なうものとする。</p> <p>注）定期の報告について、「別に定める様式及び方法」の例としては、以下が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 査察の執行状況を管理するためのシステム化された査察台帳・防火対象物データベース等に立入検査結果、是正指導経過等を入力する方法</li> </ol>

例（執行方針及び査察の執行体制の見直し）  
 第〇条 消防長は、査察の執行状況を管理し、毎年度、執行方針及び査察の執行体制の見直しを行うものとする。

（趣旨）  
 消防本部における査察の執行状況を管理し、毎年度、執行方針及び査察の執行体制の見直しを行うことで、P D C Aサイクルにより改善の取組を実施していく旨を規定するものである。  
 なお、査察の執行状況を管理し、査察の執行体制の見直しを行う体制として、消防長、署長その他の職員を構成員とする会議を開催することも考えられる。

例（査察執行管理会議）  
 第〇条 査察の執行状況を管理し、執行方針の立案及び査察の執行体制の見直しを行うため、査察執行管理会議を設置する。

2) 違反対象物の名称、所在地、用途等に加え、立入検査結果、是正指導の経過等を記入した一覧表形式の様式に、必要事項を入力・更新し、消防長及び署長の双方から閲覧可能な共有ファイルとして保存する方法

（一覧表のイメージ）

管轄消防署	対象物名称	棟名称	所在地	政令別表用途	違反状況	指導状況
●●消防署	■●商店	A棟	…	4項		
●●消防署	▲▲ビル	B棟	…	16項イ		
●●消防署	■●ビル	C棟	…	16項イ		
▲▲消防署	○○ビル	D棟	…	16項イ		
▲▲消防署	△△ビル	A棟	…	16項イ		
▲▲消防署	□□ビル	B棟	…	16項イ		
■●消防署	●●商事	C棟	…	16項イ		
■●消防署	▲▲商事	D棟	…	16項イ		
■●消防署	■●商事	A棟	…	16項イ		
○○消防署	○○商事	B棟	…	16項イ		
○○消防署	△△商事	C棟	…	16項イ		
○○消防署	□□商事	D棟	…	16項イ		

消防本部として査察を実施するために十分な体制が確保されているかどうか等について定期的に検証を行うことが必要であり、毎年度の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の執行方針や体制に反映させる等、P D C Aサイクルにより改善の取組を継続することが必要である。

＝運用要領 例（査察執行管理会議）＝

第〇条 規程第〇条に定める査察執行管理会議は、以下を所掌するものとする。

- (1) 査察の執行状況に関する事
- (2) 執行方針の立案に関する事
- (3) 査察の執行体制の見直しに関する事
- (4) その他

2 前項の会議の構成員は、別に定める。

注1) 「その他」の例としては、以下が考えられる。

（例）

- ・違反対象物への是正指導の停滞の解消に関する事
- ・違反処理への移行に関する事
- ・違反処理の留保に関する事

注2)「会議の構成員」の例としては、消防長、署長、消防本部の課長（査察担当課長）が考えられる。

4. 違反是正指導及び違反処理への移行

規定の例	解説等	補足
<p>例（改修（計画）報告書の提出）</p> <p>第〇条 消防長又は署長は、査察対象物に法令違反の事実又は火災危険等があることを確認したときは、提出期限を定めて、権原を有する者に改修（計画）報告書の提出を求めるものとする。ただし、口頭による是正指導により、直ちに法令違反が是正され、又は火災危険等が排除された場合は、この限りでない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>査察対象物に法令違反の事実又は火災危険等があることを確認したときは、提出期限を定めて、権原を有する者に改修（計画）報告書の提出を求めることを規定するものである。</p> <p>[用語]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「改修（計画）報告書」とは、法令違反の是正又は火災危険等の排除に関する計画書又は報告書をいう。</li> </ul>	<p>= 運用要領 例（改修（計画）報告書の提出） =</p> <p>第〇条 規程第〇条の改修（計画）報告書の提出期限は、原則として〇日以内とする。</p> <p>2 前項に関わらず、火災予防上必要であると認める場合は、提出期限を短縮することができるものとする。</p> <p>3 権原を有する者から提出された改修（計画）報告書は、是正内容が法令基準に沿った適切なものかを確認し、内容に具体性がない場合や不明な点がある場合、法令違反の是正又は火災危険等の排除を行う期限が適切でない場合にあっては、報告内容の修正等を指導するものとする。</p> <p>注)「法令違反の是正又は火災危険等の排除を行う期限」については、違反処理標準マニュアルの「履行期限」を参照。</p>
<p>例（違反処理への移行）</p> <p>第〇条 消防長又は署長は、次に掲げる場合には、違反処理規程に定めるところにより、違反処理を行うものとする。ただし、違反処理を一定期間留保すべき特段の事情があると認める場合であって、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から判断して、直ちに違反処理を行わなくとも、当該期間において、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 第〇条に規定する提出期限を過ぎても同条の報告書が提出されない場合</p> <p>(2) 第〇条の規定により提出された報告書の内容に不備があ</p>	<p>（趣旨）</p> <p>違反処理に移行すべき一定の要件に該当した場合には、躊躇することなく違反処理に移行することを規定したものである。</p>	<p>違反処理に移行すべき一定の要件に該当した場合には、躊躇することなく違反処理に移行し、特に人命危険等が高いものを優先して、時機を失することなく厳格に違反処理を行うことが必要である。また、違反処理の留保要件については、運用要領等において具体的に明示しておくことが必要である。特に、違反処理を留保する場合は、当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などについて十分な検討を行い、その説明責任や、消防機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求等の可能性等についても考慮しておくことが必要である。</p> <p>= 運用要領 例（違反処理の留保） =</p> <p>第〇条 規程第〇条の「違反処理を留保すべき特段の事情があると認める場合」とは、次のいずれかの場合とする。</p> <p>(1) 都市計画等により、違反建物の取り壊し・移転等の工事が具体化している場合</p> <p>(2) 違反建物の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名あて人が特定できない場合</p> <p>(3) そのほか社会通念上違反処理を留保すべき特段の事情がある場合</p> <p>2 署長は、違反対象物が規程第〇条ただし書きの規定に該当するものとして、違反処理を留保する場合は、その旨を消防長に報告しなければならない。</p>

<p>り、かつ、期限を定めて当該報告書の是正を指導したにもかかわらず、当該期限を過ぎても当該報告書の提出を求められた者がこれに応じない場合</p> <p>(3) 第〇条の規定により提出された報告書に記載された履行期限までに法令違反の是正又は火災危険等の排除が完了していないと認められる場合</p> <p>(4) 法令違反の事実又は火災危険等があることが明白で、かつ、直ちに違反処理の措置を行う必要があると認める場合</p>		
---	--	--



## 立入検査・違反処理における課題と当面の対応に係る考え方

## 1 立入検査・違反処理における課題

## (1) 立入検査の課題

## ア 立入検査実施計画の策定

(ア) 立入検査の実施件数を重視した計画となっており、火災危険や違反状況等の優先順位が考慮されていないこと。

(イ) 消防署で策定された計画を消防本部でチェックする体制が整備されていない、整備されていても十分でない状況があり、結果として長期間立入検査を実施していない対象物が生じる状況となっていること。

## イ 進捗管理

(ア) 消防本部においては、立入検査実施件数のみの把握にとどまり、違反やその是正状況が把握・管理できていないこと。

(イ) 消防署において、違反の追跡調査の未実施や、是正状況等の未把握など、立入検査実施後のフォローが適切になされていないこと。

## (2) 違反処理の課題

ア 上位措置への移行に係る内部規程等が整備されていないこと。

イ 違反処理に係る内部規程等の内容が十分でないこと。

ウ 内部規程等に従い、適切に警告・命令等の上位措置へ移行できない状況があること。

エ 消防本部が違反是正の状況等を把握しておらず、組織として有効な対策が取られていないこと。

## 2 当面の対応に係る考え方

上記課題を踏まえ、次の事項について重点的に体制等を整備し、違反是正の推進を図る必要がある。

(1) 立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの内容を反映した執行管理体制の整備

(2) 内部規程等の内容に従った立入検査・違反処理の実施